

ひたちなか市議会文教福祉委員会

令和7年3月26日（水） 午前9時57分開議

議事堂第2委員会室

【付議事件】

1 議案

議案第 36号 ひたちなか市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

議案第 43号 ひたちなか市立学校設置条例の一部を改正する条例制定について

○出席委員 8名

文教福祉委員会	清 水 健 司 委 員 長
	萩 原 健 副委員長
	大久保 清 美 委 員
	宇 田 貴 子 委 員
	大 内 健 寿 委 員
	山 田 恵 子 委 員
	北 原 祐 二 委 員
	海 野 富 男 委 員

○欠席委員 0名

○委員外議員 0名

○説明のため出席した者

保健福祉部	大和田 征 宏 保健福祉部長兼福祉事務所長
	三 村 眞理子 国保年金課長
	飛 田 和 弘 国保年金課長補佐兼国保係長
	根 本 恵 子 国保年金課国保係長
	伊 藤 恵 子 国保年金課国保係主幹
子ども部	鈴 木 秀 文 子ども部長兼福祉事務所長
	一 木 宙 幼児保育課長
	金 子 敬 志 幼児保育課長補佐
	住 谷 飛 鳥 幼児保育課係長

○事務局職員出席者

議会事務局 根 本 光 恵 参事兼次長
 國 谷 利 広 次長補佐

文 教 福 祉 委 員 会

令和 7 年 3 月 2 6 日（水）

午前9時57分 開会

○清水（健）委員長 おはようございます。定刻前ですけれども、皆様おそろいですので、これより文教福祉委員会を開きます。

本日の付託案件は、議案2件です。

最初に、議案第36号 ひたちなか市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

S i d e B o o k s のホーム画面から、全議員共通、本会議、令和7年、定例会、第1回3月定例会、議案、議案第36号の順にフォルダをお開きください。それでは、議案のほかに補足説明資料がありますので、併せて御覧いただきたいと思います。

それでは、提出者の説明を願います。大和田保健福祉部長。ご説明は着座にてお願いいたします。

○大和田保健福祉部長 ありがとうございます。では、着座にて失礼いたします。

では、議案第36号 ひたちなか市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定につきましては、昨年12月定例会の文教福祉委員会及び本定例会初日の全員協議会において、税率改正の概要説明をさせていただきましたが、国保制度を将来にわたり安定的に運営できるよう、課税額の引上げ及びこの引上げの影響に伴う緩和措置など、所要の改正を行おうとするものがあります。

それでは、改正の内容につきまして、内容をまとめた議案第36号の別紙説明資料を用いて説明させていただきます。

まず、（1）税率等の改正につきましては、第3条から第7条を改正しようとするものです。改正前と改正後の税率等の表がございしますが、改正後は基礎課税額の所得割を7.16%、均等割額を4万1,700円に、後期高齢者支援金等課税額の所得割を2.5%、均等割額を1万4,800円に、介護納付金課税額の所得割を2.11%、均等割額を1万4,800円に改正しようとするものであります。

次に、（2）所得状況などによる7割、5割、2割均等割軽減額につきましては、第19条第1項を改正しようとするものであります。改正内容としましては、これまでも所得状況に応じて均等割額の7割、5割、2割の額を軽減しておりましたが、（1）税率等のうち②均等割額の改正により減額する額も併せて改正となります。改正後の軽減額の表にあります記載額が減額分となります。下の段にある参考、軽減イメージ図（基礎課税額の場合）を御覧いただきますと、軽減なしの場合の均等割額は赤帯の4万1,700円となります。7割軽減の場合の均等割額は2万9,190円を軽減し、赤帯の1万2,510円となります。5割軽減、2割軽減も同様でございます。

次に、2ページ目を御覧ください。

（3）未就学児の均等割額の軽減につきましては、第19条第2項を改正しようとするものであります。改正内容としましては、これまでも未就学児に係る均等割額を5割軽減しておりましたが、（1）税率等のうち②均等割額の改正により軽減後の課税額も併せて改正となるも

のであります。改正後の未就学児均等割額の表にあります記載額が軽減後の課税額となります。参考の未就学児軽減イメージ図をご覧くださいますと、7割軽減の場合は残りの3割が5割軽減となり、8.5割軽減となります。5割軽減、2割軽減も同様であります。

次に、（４）税率改正による影響緩和のための市独自の減免につきましては、付則第17項を改正しようとするものであります。令和7年度分の国民健康保険税の減免につきまして、

（１）税率等の改正による影響を緩和するための措置として、18歳未満すなわち小学生から高校生世代以下の被保険者の均等割合を5割減免するため、所要の改正を行うものであります。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○清水（健）委員長 それでは、これより質疑を行います。質疑ありませんか。宇田委員。

○宇田委員 まず、本市の国保加入者の加入世帯の主な属性について伺います。

○清水（健）委員長 三村国保年金課長。

○三村国保年金課長 令和6年3月末の状況になりますが、加入世帯を所得別に見ますと、最も多いのが年金所得となり41%、続いて給与所得の33%、営業所得の11%となっております。

○清水（健）委員長 宇田委員。

○宇田委員 そうしましたら、その方たちの所得階層についての主な特徴についてはどうなるでしょうか。

○清水（健）委員長 三村国保年金課長。

○三村国保年金課長 令和6年度の国保税課税の本算定時の状況、昨年6月の時点の状況になりますが、世帯数が1万8,436世帯の中、所得が100万未満の世帯は1万703世帯で全体の58.1%、100万から200万未満の世帯が3,993世帯で21.6%、合わせて所得200万未満の世帯が79.7%を占めており、残りの20.3%が200万円以上の所得のある世帯となっております。

○清水（健）委員長 宇田委員。

○宇田委員 そうしますと、今回の税率改正で1人平均9,000円の引上げということですが、特に負担が重くなる所得階層や世帯はどのようなになるか伺います。

○清水（健）委員長 三村国保年金課長。

○三村国保年金課長 所得が同じでも世帯の構成人数が多くなるほど均等割分の負担がかかりますので、一概には言えないところもございますが、介護納付金分の負担が発生する40歳から64歳までの方がいる世帯のうち、所得600万の4人世帯以上及び所得700万円の2人世帯以上で最も負担が重くなる7万円台の引上げと見込まれます。そのほか所得300万以上で3人以上の世帯から800万までの所得階層で4万円から6万円の引上げと見込まれます。ただ、均等割のほうなんですけれども、未就学児の均等割額につきましては、国の制度により5割軽減され、小学生から高校生世代までの均等割額につきましては、市独自施策として5割減免となります。

○清水（健）委員長 宇田委員。

○宇田委員 分かりました。物価高騰の中で、所得が今までと変わらなくても、これだけの負担が重いところだと7万から引き上がるということでは、払いたくても払い切れないという、滞納せざるを得ないというような世帯も増えてくるのではないかというふうに考えます。

これまでマイナ保険証との統一というんですか、それで紙の保険証が廃止になる前までは短期保険証があって、滞納世帯への対応を小まめに丁寧にやっていますということを伺っていましたけれども、短期保険証が発行されなくなって以降、どのように滞納世帯にきめ細やかな対応をしていくとお考えなのか伺います。

○清水（健）委員長 根本国保年金課国保係長。

○根本国保年金課国保係長 短期保険証の仕組みは廃止になりましたが、滞納者への納付勧奨は引き続き実施しているところであります。また、資格証明書も廃止されたんですが、今までの資格証明書の交付と同様に、特別な事情がない長期滞納者に対しましては弁明の機会を設け、それでも応答のない方には、国の法令等に基づき医療費の自己負担が一旦10割となる特別療養費の支給に切り替わる旨の事前通知というものを行いまして、その後、特別療養の資格証明書などを交付するという事で順次切り替えていく予定であります。

今後も滞納者に対しまして、特別事情の有無、こちらをしっかりと把握しながら機械的な運用を行うことなく適切な対応を図っていきたいと考えております。

○清水（健）委員長 宇田委員。

○宇田委員 特別な事情の有無というものを把握するという点で、行政側から通知を出してそれを相手が見るということが前提になっていると思うんです。あるいは納税相談に相手方が来るということが前提になっているかと思うんですけど、それではなかなか特別な事情を抱えている人を把握し切れないと思うんですけれども、その辺りはどのようにお考えでしょうか。

○清水（健）委員長 根本国保年金課国保係長。

○根本国保年金課国保係長 特別事情の把握ができないという方もおっしゃるとおりおられるかと思うんですが、今後、納付勧奨をする中で、特別の事情がある方には市役所に届出くださいという、そういった文章も記載するようになりまして、しっかりご本人から申し出していただければ事情を伺いますということで取り組んでいきたいと考えております。

○清水（健）委員長 ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○清水（健）委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これより討論を行います。討論ありませんか。宇田委員。

○宇田委員 議案第36号 ひたちなか市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について、反対の立場から討論します。

国民健康保険は他の医療保険に入らない全ての方の加入を義務づけ、国民皆保険制度を支える医療保険であり、現在当市の加入者の多くは所得200万円未満の方が8割を占めているという状況になっております。物価高騰の中、収入が増えなくても全ての世帯で保険税が引き上げられ、所得階層、世帯によっては数万円から7万円という大幅な引上げになるという今回の

改定が被保険者にとって持続可能だとは思いません。

以上の理由から、本議案には反対します。

○清水（健）委員長 ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○清水（健）委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

これより採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとするに賛成の委員の起立を願います。

（賛成者起立）

○清水（健）委員長 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとするに決定しました。

次に、議案第43号 ひたちなか市立学校設置条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

各議案のフォルダに戻っていただき、議案第43号をお開きください。

提出者の説明を願います。鈴木子ども部長。

○鈴木子ども部長 着座にて失礼いたします。

○清水（健）委員長 着座をお願いします。

○鈴木子ども部長 議案第43号 ひたちなか市立学校設置条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。

今回の一部改正につきましては、令和7年3月末をもってひたちなか市立那珂湊第一幼稚園を閉園とするため、別表第4に記載されております同幼稚園に係る部分を削除しようとするものであります。那珂湊第一幼稚園は現在休園中としておりますが、その経緯についてご説明させていただきます。

まず、本市における公立幼稚園の現状についてですが、平成29年に策定いたしましたひたちなか市立幼稚園再編計画に基づき、10園あった幼稚園を再編し、令和2年度末までに4園に拠点化したところです。再編後は3歳児保育や教育時間外の預かり保育に取り組み、保育サービスの充実に努めてまいりましたが、少子化や幼児教育・保育の無償化の影響もあり園児数は年々減少し、無償化前の令和元年度当初233人だった園児数は、令和5年度当初では139人にまで減少いたしました。令和5年度的那珂湊第一幼稚園における3歳児クラスの入園希望者が5人とどまったことから、教育委員会事務局ではひたちなか市立幼稚園運営基本方針に基づきクラスを編制せず、5歳児の卒園をもって令和5年3月末で休園することを検討したところです。しかしながら、他の幼稚園への入園受付の締切り時期と重なったことから、令和5年度については3歳児クラスを1年間だけ編制することで園児の受入れを行いました。

令和6年度から、公立幼稚園に関する事務については教育委員会事務局から幼児保育課に移管され、改めて園児の保護者との懇談の機会を設けました。保護者からは那珂湊第一幼稚園の存続を望む声もありましたが、今後も園児数が少ない状況が続く可能性が高く、子どもたちの社会性を育むために必要な園児数の確保が困難であることをご説明し、令和6年度からの休園

についてご理解をいただいたところでございます。

また、休園に伴い那珂湊第三幼稚園の転園を検討されている方の中には不安を抱く保護者もいらっしゃいました。そのため、市では那珂湊第一幼稚園の教諭を那珂湊第三幼稚園へ異動させたほか、体操服などの保育用品を引き続き使用できるようにいたしました。こうした経緯から、令和6年4月より那珂湊第一幼稚園を休園としたところです。

現在、本市では、令和7年度から5年間を計画期間とする第3期子ども・子育て支援事業計画を策定しております。計画策定に当たり、未就学人口の推計値やこれまでの幼稚園に係る利用実績の推移等を勘案しながら、今後の本市における幼児教育の需要量を予測いたしました。需要予測の結果から、現在運営中の幼児教育施設で今後の利用意向を十分充足できるものと見込んでおります。このため、第3期計画の計画期間初年度を迎えるに当たり、令和7年3月末をもって那珂湊第一幼稚園を正式に閉園することといたしました。

なお、那珂湊第一幼稚園の園舎は昭和32年に建築されましたが、平成3年に建て替えを実施しており、耐用年数は約30年残っております。また、これまで適切に施設の維持管理を行ってきたため、引き続き使用が可能な状態となっております。今後は子どものための施設として有効に活用していきたいと考えております。

子ども部からの説明は以上になります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○清水（健）委員長 それでは、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○清水（健）委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○清水（健）委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

それでは、これより採決いたします。本案は原案のとおり可決すべきものとするに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○清水（健）委員長 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものとするに決定しました。

以上で議案の審査を終了します。

執行部は退席していただいて結構です。

（執行部退席）

○清水（健）委員長 それでは、次に、閉会中の所管事務調査について協議したいと思います。

6月定例会までに行う所管事務調査の案件について、委員の皆様から何かご意見ございましたらいかがでしょうか。

（「正副委員長一任でお願いします」と呼ぶ者あり）

○清水（健）委員長 正副一任という意見がありましたが、正副一任という形でよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○清水（健）委員長 それでは、異議なしということですので、正副のほうにお任せいただきたいというふうに思います。

日程については事前に確認したいと思いますので、今現在、候補日として4月24日、25日、この両日を候補予定日としておりますが、皆様のご予定を、ご都合をお知らせいただければと思います。

暫時休憩します。

午前10時19分 休憩

午前10時22分 再開

○清水（健）委員長 それでは、再開いたします。

日程の案についてなんですけれども、皆様の調整をさせていただきました結果、第1候補、24日（木曜日）の午前中、第2候補、28日（月曜日）午前中、第3候補、同日の午後です。この3日程を候補日とさせていただいて、決定次第お知らせさせていただきたいというふうに思います。

次に、行政調査視察について協議を行いたいと思います。

令和7年度、委員会の行政調査の実施についてはいかがいたしましょうか。実施するという方向でよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○清水（健）委員長 異議なしということですので、委員会として行政調査を実施することに決定いたしました。

それでは、行政調査の日程について協議したいと思いますが、日程もちょっと調整が必要なので、暫時休憩いたします。

午前10時23分 休憩

午前10時24分 再開

○清水（健）委員長 それでは、再開いたします。

行政調査の日程についてですけれども、5月13日（火曜日）から5月16日（金曜日）のうちで3日間を予定したいと思いますので、日程の調整のほうをよろしくお願いいたします。

次に、行政調査の案件について協議を行いたいと思います。

案件についてご意見等ありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

（「正副一任でお願いします」と呼ぶ者あり）

○清水（健）委員長 ただいま正副一任というご発言をいただきましたが、正副一任ということではよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○清水（健）委員長 異議なしと認めまして、正副にご一任をいただきたいというふうに思い

ます。

それでは、案件の精査の上、先方等と調整の上、日程等も含め決定次第、予定通知にてご連絡させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

S i d e B o o k s のホーム画面から全議員共通、常任委員会、文教福祉委員会、令和6年度、令和7年3月26日、配付資料のフォルダにある継続調査申出書（案）をお開きください。

事務局職員に説明させます。國谷次長補佐。

○國谷次長補佐 それでは、閉会中の継続調査申出書（案）についてご説明いたします。

閉会中の委員会活動を可能とするため、会議規則第111条の規定により、本会議最終日に委員会から継続調査の申し出をするものでございます。

案件といたしましては、福祉行政について、教育行政についてということで、文教福祉委員会の所管している事務を広く拾えるような形で案を作成しております。委員の皆様のご了解が得られれば、この内容で提出させていただきます。

説明は以上でございます。

○清水（健）委員長 ただいまの説明について何かご意見はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○清水（健）委員長 なきようですので、それではこの案のとおり提出したいと思います。

本案はこの原案のとおり、閉会中の継続調査申出書を本会議最終日に提出いたします。

次に、その他に入ります。何かありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○清水（健）委員長 なきようですので、以上をもちまして本委員会に付託されました案件は全て終了いたしました。

これをもちまして文教福祉委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前10時27分 閉会